

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1720号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
保健環境科学研究所	1 調査研究室細菌科、ウイルス科又は生活衛生科に勤務し、 <u>感染症の病原体又は感染のおそれのある検体の検査の業務に従事する職員</u>	2	保健環境科学研究所	1 <u>臨床検査技師免許又は衛生検査技師免許を有し、主として当該免許に係る業務に従事する調査研究室細菌科、ウイルス科又は生活衛生科に勤務する職員（いずれも専任の助手を含む。）</u>	2
	(略)			(略)	
食肉衛生検査センター	(略)	1	食肉衛生検査センター	(略)	1
	2 所長			2 所長	
(略)	(略)	(略)	あけぼの園	1 指導課に勤務する課長、副参事、寮長、副寮長、主査、主任及び生活支援員（いずれも3及び4に掲げる者を除く。）	4
				2 園長	2
				3 看護師免許又は准看護師免許を有し、当該免許に係る業務に従事する主査、主任准看護師、看護師及び准看護師	1
				4 委員会が別に定める職員	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。